

不利益処分の内容	公民館の事業又は行為の停止命令		
根拠法令及び条項	社会教育法第 40 条第 1 項		
担 当 課	生涯学習・スポーツ課	処 分 権 者	教育長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
公民館の事業又は行為の停止命令については、法第 40 条 1 項の規定により法第 23 条の規定に違反する行為を行ったときに行うことができることとされている。 具体的には、次の行為が該当する。 1 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を使用させその他営利事業を援助すること。 2 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 3 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援すること。			